

第百三十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 四 号

平成七年二月十七日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 川崎 二郎君

理事 堀谷 立君

理事 穂積 良行君

理事 山名 靖英君

理事 北沢 清功君

理事 石橋 一弥君

理事 田野瀬良太郎君

理事 蓮実 進君

理事 松下 忠洋君

理事 愛野興一郎君

理事 上田 勇君

理事 実川 幸夫君

理事 永井 英慈君

理事 山崎広太郎君

理事 加藤 万吉君

理事 教田 恵二君

出席國務大臣

自治 大臣 野中 広務君

国家公安委員会 委員長

出席政府委員

警察庁長官官房 総務審議官 山本 博一君

警察庁生活安全 局長 中田 恒夫君

自治政務次官 小林 守君

自治大臣官房長 秋本 敏文君

自治省財政局長 遠藤 安彦君

自治省税務局長 佐野 徹治君

消防庁長官 滝 実君

委員外の出席者

国税庁長官官房 総務課長 古出 哲彦君

地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君

委員の異動

二月十三日

辞任 平泉 涉君

同日 同月十七日

辞任 谷 洋一君

岡島 正之君

富田 茂之君

吉田 公一君

同日 補欠選任

松田 忠洋君

青川 幸夫君

吉田 三郎君

同日 補欠選任

谷 洋一君

富田 茂之君

岡島 正之君

吉田 公一君

同日 補欠選任

松田 忠洋君

青川 幸夫君

吉田 三郎君

二月九日

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(予)

同月十四日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

同月十七日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

地方財政に関する件(平成七年度地方財政計画)

○川崎委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託となりました内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。野中自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○野中國務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずる必要があります。以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

阪神・淡路大震災により住宅や家財等の資産について損失を受けたときは、平成七年度個人住民税において、平成六年中の所得につき、当該損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができるとの特例を講ずることとしております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○川崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○北沢清功君

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北沢清功君。

○川崎委員長 これより質疑に入ります。

○北沢委員 私は、与党の立場から、ただいま提出されました地方税法の一部を改正する法律案、すなわち兵庫・東部地震の災害被災者等にかかわる個人住民税等々の緊急対策について質問をいたしたいと思っております。

質問に先立ちまして、五千三百余名に上るとい人命を失った方々、そして数十万の被災者の皆様に御冥福とお見舞いを申し上げます。

また、寒さの中を、絶望と今なお前途の不安の中にあるすべての被災者、このことにかかわる問題として、昨日より所得の確定申告の受け付けが始まっておりますのでありますが、特に被災者の切望、切実なる要望が殺到しているという報道がなされております。これらにこたえるためにも速やかに可決すべきものと存する次第でございます。

特に、過去に例を見ない震度七というもので、私も被災後十日ほどして、一日、激震の中心地である三宮、元町、中央区、東灘、ポートアイランド等の港湾等について足で回ってまいりました。

現地を見、また声を聞く中で、都市は丸ごと一瞬に破壊されたと言ってもいいくらい、建物、家財の損傷はもとより、電話、テレビ等の通信、情報、水、ガス、電気等、わずかに十数秒でその機能を失うという、想像を絶するものであります。

その中で、特に現場では、文字どおり必死で不眠不休の救助活動がされております警察官、消防署員、市職員、自衛隊を初め市民、ボランティア

等の皆様の活躍には頭の下がる思いでございます。

問題は、今回の法案の趣旨がどのように執行され、施策の全きを期するかにかかっている点にあるわけでありまして、以下、何点かについて質問をいたしたいと思います。

初めに、雑損失については、住民税にかかわるものについては二通りあるわけですが、その中で家屋、家財の損失にかかわる問題、そして主として私のお尋ねしたいのは固定資産税についての損害の評価体制についてですが、先ごろ現地におきまして被災者権災証明書が発行されましたけれども、非常に紛糾をいたしまして、一五％の方が再調査を要請するということがございました。

とにかく、公平な評価が行われる体制がどうかということ、また十分な体制があるかどうかということが問われるわけですが、この点について、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○佐野(徳)政府委員 今回の阪神・淡路大震災では、多数の家屋が被害を受けておりますが、特に被害の多かった神戸市にありましては、その被害状況を判定するに当たりまして、政令指定都市の応援を求め、この求めに応じて派遣された職員とともに家屋の被害状況の調査に当たったと聞いております。これから調査を行う市町村におきましても、他の市町村からの応援を得るなどにより十分対応できると考えておりますけれども、自治省といたしましては、市町村の意向を踏まえ便宜を図るなど、評価体制に万全を期するように配慮する考えでございます。

なお、神戸市におきましては、罹災証明の早期発行のため限られた時間で被害状況の調査を行わなければならないという事情がございます。また、家屋の所有者が避難していることなどによりまして、主として外観からの調査を行ったところでございますが、調査結果に不満のある家屋の所有者から申し出がございましたら、その方

の立ち会いのもとで家屋内部の再調査を行うなど、公平な評価に最善を尽くしていると聞いています。

災害の被害認定につきましては、昭和四十三年以降統一化が図られておりますので、各市町村間におきましても、公平な評価が行われると考えておりますが、御指摘のとおり、このことは大変重要なこととさせていただきますので、必要に応じて適切な事業運営を行うなど、公平な認定が行われるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○北沢委員 それでは次に、固定資産税について、既に通達等で現地におろされていると思いますが、減免の考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

○野中国務大臣 今委員御指摘の固定資産税の減免のあり方でございますけれども、災害時におきまして固定資産税の減免につきましては、地方税法の三百六十七条に基づきましてその規定を設けられており、それぞれ市町村の条例で減免することができることになっておるのは御承知のとおりであります。

この規定を受けまして、減免の基準といたしましては事務次官通達をもってなされておるところでございます。事務次官の通達では、損害の程度等一定の基準によりまして固定資産税の減免を行うこととしておりまして、今回の阪神・淡路大震災にかかわります平成六年度の固定資産の課税についても、この次官通達によりまして各市町村が減免等所要の措置を講ずることが適当であると考へまして、既にその旨を一月二十五日付で税務局長名をもちまして通達をしたところでございます。市町村において、今後条例改正等適切な運用が図られるものと考えております。

また、今回の災害の広域性、被害の甚大性等を考へますときに、基本的には平成七年度におきましても平成六年度に準じて通達を基準として減免を実施することが適当であると現在考へておるところでございます。

○北沢委員 それでは、減免を行った場合における地方財政の処置についてどのようにされるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○野中国務大臣 今申し上げましたように、今回の大震災が被害が非常に甚大でございますだけに、これを受けました団体において、先ほど申し上げました地方税法及びこれに基づきます通達の基準を踏まえまして、地方税の期限の延長、徴収猶予及び減免について適切な運営を図られることを考へておるところでございます。そのため、地方税の減税に伴います被災地方公共団体の減収は、今回の被害が甚大でありますこと、さらには、相当な規模に上ることが想定されるのでございます。

このようなことから、今回の大震災につきましては、基本的には、減収額の全額を対象といたしまして歳入欠陥償を配分することといたしております。その減収を補てんしますとともに、その元利償還につきましては、今日現在では五七％を元利償還することになっておるのでございますけれども、今回の震災の甚大性に伴いまして、兵庫県分につきましては八〇％、さらに市町村分につきましては七五％を特別交付税で措置いたしたいと考えておるところでございます。

○北沢委員 申告については、国税、地方税の税務上の協力ということが非常に大切であろうというふうに思います。所得税の確定申告の窓口を市町村でも受け付けるといふことで聞いておりますが、今回の被災市町村における当面の国税側との協力関係はどのようにされておるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○佐野(徳)政府委員 市町村におきまして所得税の確定申告の收受は、国と地方との税務の協力措置の一環といたしまして実施されておるものがございます。このことは、納税者である住民の方々にとりましては、申告書提出の便に大いに役立っているというふうに考へておるところでございます。なお、全国の市町村において收受いたします所

得税の確定申告書は、平成五年分で見ました場合には全体の二〇％強を占めておりますが、今回の被災市町村におきましては、平均で約二二％程度、件数では約二万四千件の確定申告書を受理している状況でございます。

○北沢委員 それでは、国税庁側にちょっとお尋ねをいたしたいと思います。今回の所得税や個人住民税の申告受け付け事務は、非常に私は大変だと思っておりますが、国税と地方税の税務協力が行われることを考えれば、税務署の窓口と市町村の窓口と同じ扱いが行われるようこれまで以上に密接な協力が不可欠だと思いますが、それについていかがでしょうか。

○野中国務大臣 委員御指摘のとおりでございます。今回の申告の場合は通常の申告を必要としない給与所得者等でも申告を行うことが予想をされまして、申告者の数は大幅に増加すると予想をされます。

自治省といたしましては、国税庁とも密接に連携をとる一方、関係地方公共団体に対しまして、所轄の税務署との連携をこれまで以上に密にいたしまして、受け付け事務に遺憾のないように適切に指導をしておるところでございます。

○北沢委員 私は、特に市町村から、この損失の確定事務のノウハウが非常に不足しているというふうな不安の声が聞かれるわけですが、このように不安に対しまして、国税庁は税務協力を実のあるものにするために十分に情報を提供する対応をするべきだと思っておりますが、国税庁にこのことについてのお尋ねをいたしたいと思います。

○古出説明員 今お話のございました今回の損害額の計算をするに当たっての件でございますけれども、災害により被害を受けた住宅または家財等の資産の損害額の計算につきましては、被害のあったときの時価、これは損失を生じたときの直前におけるその資産の時価でございますけれども、これを基礎としまして、個々に損害額を計算することとされております。

ただ、今回の阪神・淡路大震災におきまして

は、被害を受けた資産について個々に損害額を計算することが困難な場合が多いと考えられます。ことから、大阪国税局におきましては、納税者の便宜を考慮し、簡易な方法により損害額を計算できるように取り扱うこととしております。

そこで、このような取り扱いが、市町村におきましても同様な取り扱いを行う際には、簡易な計算について情報を提供するなど必要な協力を行うとともに、市町村の御協力を得まして、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○北沢委員 今回は非常に緊急的なことでございますから、特に市町村ないしは国税庁との協力体制というものを十分にひとつさされて、十分な対処をされるよう強く要請をしたいと思います。

特に、十分な申告の受け付け体制を整える余裕がないという声も聞かれるわけですが、このような点についてはどのように配慮をされ、対処をされるのか、さらにお尋ねをいたしたいと思います。

○佐野(徳)政府委員 申告受け付け体制の整備状況についてはお尋ねでございますけれども、各市町村では、これまでも各地の税務署と協力をして申告書の受け付けを行うなどによりまして、申告受け付け事務を処理してきています。

ただ、今回の場合、被災団体におきましては依然として応急対策に忙殺されている状況にあるということ、それからまた、申告者の大幅な増加も予想される、こういったことから、御指摘のようにより、十分な申告受け付け体制を整えられるかどうかという懸念もござります。

このため、現在、例えば兵庫県におきましては、県内市町村からの応援体制を組むことも検討しているとお尋ねですが、自治省といたしましても、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力の要請を行うなど、適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

○北沢委員 次に、所得税の災害減免法の中で、所得要件といえますか、今までは六百万を限

界としたわけでありまして、私も与党税調におりまして、いろいろと委員の皆さんから、現状の所得では一千万ぐらいが相当ではないかということ、政府がこれを取り入れまして、今回一千万に引き上げたわけでありまして、その中で、特に自治省の個人住民税の減免の通達の見直しを行うかどうかということが問われるわけでございますが、この点についてはどのようにされるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○野中国務大臣 今回の災害によりまして被害を受けた納税者の救済対策につきましては、これまで災害被害者に対する地方税の減免措置等についての通達を、先ほど申し上げましたように、事務次官通達で行ってきたところでございまして、被害者の救済につきましては、より遺憾のないように指導をしております。

今委員から御指摘のございました、今回所得税におきまして所得要件の引き上げ措置に対応いたしたる所得の限度額につきまして、社会経済情勢の変化に対応いたしまして、いずれも一・六倍程度、すなわち、現行の三百万円以下につきましては五百万円以下に、あるいは四百五十万円以下につきましては七百五十万円以下に、さらに現行六百万円以下につきましては一千万円以下にそれぞれ引き上げようと考えてまして、減免の通達の改正を行いたいと考えております。

○北沢委員 ぜひ所得税に就いて、個人住民税の点においても通達を通じて見直しをひとついたすようお願いをいたしたいと思います。

特に、個人住民税の減免の所得要件の引き上げによって、例えば減免措置対象者はどの程度になるか、また、所得要件にたいだいま大臣からそれぞれ細かに御説明がございましたが、カバーをされる減免対象者の割合はどの程度になるか、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○佐野(徳)政府委員 先ほど大臣の方から御答弁申し上げましたように、通達によりまして所得要

件の引き上げがございまして、これは六百万円は一千万円にするということでございますけれども、こういう措置をいたしますと、今回の災害でも、こういう措置をいたしますと、今回の災害で住宅または家財に甚大な被害を受けた納税者につきましては、その約九七％が減免の対象となる見込みでございます。これを所得要件ごとに全国平均ベースで見ますと、全部免除となる納税者は約七六％、二分の一免除となる納税者は約一七％、四分の一免除となる納税者は約四％となる見込みでございます。

○北沢委員 それでは次に、兵庫県又は被災地の市町村において、平成六年度に引き続き平成七年度において住民税、固定資産税等の地方税の減免を行うような話でございます。このような場合、災害対策基本法百二条によって、災害が生じた年度、今回は平成六年度であります。税の減免額に對して地方債を充てることができるとされておりますが、災害が生じた年度の翌年度においても、税の減免に對して地方債を充て、当該団体の財政運用に支障が生ずることがないようにすることがぜひとも必要であると考えますが、自治省はどのように対処をされるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○野中国務大臣 お話のとおり、今回の阪神・淡路大震災につきましては、たびたび申し上げましたが、災害の広域性、災害の甚大性等にかんがみまして、基本的には平成七年度におきましても、今御指摘いただきましたように、平成六年度に準じまして、通達を基準といたしまして減免を実施することが適当であると考えておるわけでございます。

このような地方税の減免に対する財政措置といたしまして、今委員からも御指摘がございましたが、阪神・淡路大震災にかかわります特別財政援助法において地方財政法第五条の特例を設けまして、現行の災害対策基本法において発行が可能な災害が発生した年度、現在では平成六年度でございますが、だけでなく、平成七年度におきましても、地方税の減免額に對しまして歳入欠陥債を充

てることができるような制度改正を行う方向で現在法改正の準備を進めておるところでございます。近く国会に御審議をお願いをいたしたいと存じております。

○北沢委員 それでは、今回の災害に際して、復旧対策にとりまして、まずライフラインの回復に着手する必要があるわけでありまして、またそのことが鋭意進められておるわけでありまして、ライフラインの多くは地方公営企業として実施をされておるものであります。

したがって、地方公営企業の経営を考えると、今回の復旧対策にかかわる事業費について、将来料金として利用者の負担に転嫁する部分を極力少なくする必要があらうと思われ、このためには、各種の地方公営企業を主管する自治省としても、災害復旧事業に対する国庫補助率を可能な限り高く設定をする必要があるというふうに思われます。これまでの新潟地震の例を見、補助率をより高く設定をするよう大蔵省に働きかけなければならぬというふうに思われますが、これについての自治大臣の御所見をお伺いをいたしたいと思います。

○野中国務大臣 今回の地震によりまして、御指摘のように、神戸市を初め被災の地方公共団体におきましては、水道、地下鉄、病院、市場、港湾施設等、公営企業の施設が全般にわたって甚大な被害をこうむっておるわけでございます。現在、災害復旧事業費も膨大な額に上ると見込まれておるところでございます。

これらの施設につきましては、第一に早期復旧を図りまして、住民生活の支障を一日も早く解消する必要があります。このため、一方、今御指摘のございましたように、公営企業という理由で自力復旧をするということになるわけでございますけれども、そのことによりまして料金はね返り市民負担が増大することが予想されますので、自治省といたしましては、国庫補助に對して特別の配慮が行われますよう、大蔵省を初め関係省庁と鋭意協議を重ねておるところでございます。

す。
○北沢委員 それでは、このことについては自治省、また私ども議会も挙げて積極的に当たっていかねばならない問題であるというふうな認識をしております。

最後に、私は私見を含めて警察庁及び自治大臣にお伺いをいたします。

先ほど、冒頭私は、丸ごと都市が破壊されたと申し上げましたが、瞬時に電気、ガス、水道、N T T等の通信手段が全く機能を失ったわけであり、救助の機能として初動捜査で動いたのは、私は警察であり、消防署であり、また市の職員であったと思えますし、また住民の皆さんやボランティアの皆さんが非常に動いたわけでございますが、やはり現場の中で組織的に取り組んだのが、私は自治省の管轄するそれぞれの皆さんであろうというふうに思っております。もちろん、その危機管理体制というものが、不備がございますが、これらはさておいて、やはり第一義的に自治省関係の機能を発揮したというふうに思いますが、自治省の初期初動の中で、私は非常に大事なものは、警察電話、通信手段というものがどのようになり被害を受け、機能されたかということが大事であります。

この点についてお尋ねをしたいと思います。私は、今回の災害で一番考えることは、現場にいてまず動く、情報収集なり地域とのかかわり、そういう面で、交番の持つ機能とかが、だれが何においても市の職員はうちから官庁へあれしなくてはならない、現場においてきめ細かに配置をされておりますから、そしてその周辺には交通安全協会であるとか防犯協会とかいろいろありまして、ふだんの住民とのコミュニケーションというものでございまして、この機能というものをよくこの災害の中で見直して、しかも適切な訓練、教育をする上においては、初期初動においては大変な役割を果たすのではないかと、そういうふうには思っております。

をもう一度、今後における教訓として、また十分にその機能を果たせるような体制というものをつくらなければならぬ、そういうことがまず初期初動の最重点的な課題でなければならぬというふうな思っております。この点について、警察庁の皆さんの考え方なり大臣の考え方を伺いをしたい。

それから、災害基本法というのは、私もずっと調べたのですが、これは昭和三十六年に制定をされております。それからほとんど改正されておられぬわけですが、その当時の自治体は革新自治体が多くて、自治体の意識込みというものは非常に強かったわけでありまして、防災とか災害対策というのは地方自治体が第一義的に担っておるというのが基本的な考え方として今日まで貫かれたわけでありました。

したがって、そういう中でいろいろ問題点もございまして、今、これからの防災対策については国土庁を充てるのかいろいろな考え方がありまされども、確かに国土庁というのは、防災計画もです。それから、現場に足を踏んでおられません。ですから、国土全体の復旧とか復興については一つの役割を果たす大事な官庁であろうと思っております。この防災と災害の初期段階における対処というものは、自治省が今後担当していかねばならぬんじゃないかという、そういう感じを私は持っております。

いろいろな今回の反省点の中で、その能力を最大に発揮するということを含めて、大臣に、これは私見でございますから、私の考え方についてはお考えをお伺いを申し上げて私の質問を終わりたいと思っておりますが、お答えをいただきたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。交番の機能強化という点についての御質問でございます。交番あるいは駐在所等が地域社会の生活安全センターというふうなことで地域社会のお役に立つというためには、管内の各般の実情でありますとか、そこに居住しておられる方々に

ついて十分に知っておくことは当然の前提であります。勤務員におきましては、そのような点について日ごろから十分に心がけておられるところでありまして、今回の震災におきましても、管内がどうなっているか、あるいは被災者の方々などのような状態に置かれているのかというふうなことを把握する上で、そのようなふだんの努力の積み重ねが相当程度役立っていたのじゃないかと考えておるところでございます。

いざにいたしても、私どももいたしましては、今回の事態のような万が一のことがあり得ることを念頭に置かしまして、御趣旨のような機能をより一層果たすことが出来ますように、勤務体制でありますとか、あるいは勤務員の活動のあり方、あるいは施設、装備、資機材等、いろいろな面で改善を加えまして、交番等の役割をさらに高めるべく努力をしてみたいと考えておるところでございます。

○野中国務大臣 今局長からお答えをいたしましたように、交番等のあり方につきましては、委員から御指摘のように、市民生活の安全と平穏を守るために、生活安全センターとして位置づけまして、その機能強化に努めてまいりたいと考えておるわけでございます。

今回の災害を考えましても、いかにコミュニケーションが必要であるかということも私どもも痛切に感じました。

例えば私、淡路の北淡町に参りましたけれども、あの家のあの部屋にはおじいさんが寝ておるとか、あるいは子供さんはどこに寝ておるとか、消防団においてちゃんと事前に確認をされておりました。それだけに救援が非常にスムーズにいった、そして死亡者を少なくすることができたという話を聞きました。今申し上げましたように、交番あるいはそれぞ消防団等、地域コミュニティが確立しておることがいかに大切であるかを痛感いたしました。警察庁としては、今回、御承知のように、五千五百人の機動隊員を初め、現地の警察官

を含めて三万万人体制で今度の災害の警備、復旧、救済等に当たっておるわけでございますが、特に、被災地の避難状況が長期に及びます関係から、最近では、各都道府県の婦人警察官を百名余り現地に派遣をいたしまして、避難所の避難民の皆さん方の救護あるいはパトロール、その他きめ細やかな女性の配慮をもちまして対応をするような措置を講じておられますとともに、県庁職員とともに深夜に及ぶパトロールを強化をいたしまして、地域の安全の確保に努めておるところでございます。

特に、交番等がこれから果たしていく役割は多うございまして、これは私の私見でございますけれども、退職をした、年齢のいった、地域の実情に詳しい警察官等の再雇用等を含めながら、これからの地域の連帯感が、そして地域の事情の把握がきめ細やかに行われるように配慮をしていかなければならないと考えておるところでございます。

さて、今委員から今後の災害対策の問題についてお触れになったわけでございますが、基本法におきましては、御指摘のように、市町村が第一義的に果たしていかなくてはならないわけでございますけれども、今回の災害を考えましても、これから、より広域的な、そして機動的な対策というものが求められておるわけでございます。それだけに、今回、非常災害対策本部を設置いたしますとともに、総理を本部長といたしまして、たびたび国会では議論になるわけでございますけれども、今回は、全閣僚から成る緊急対策本部を設けて、政府が丸とって全力を挙げる応急対策に取り組んでおるところでございます。

そういう中で、国土庁は関係行政機関の災害に関する事務の調整の任に当たり、自治省は消防に關する業務を行いますとともに、警察庁は国家公安委員会を通じて、また警察庁としての機能を果たすようにしていただいております。先ほども申し上げましたように、災害に關して、国と地方公共団体、あるいは地方公共団体相互間の連

絡調整の任に自治省としては当たっていかなくてはならないと考えておるわけでございます。

したがって、国土庁、自治省初め各府県が緊密な連携をとり、共同してそれぞれ与えられた役割を全力を尽くして果たすことにより、国としての災害対策の責任を全うすることが現在急務であろうと考えておるわけでございまして、今後、総理を本部長といたしまして、この災害救援のための、あるいは復興のための努力を傾けてまいりたいと考えておるところでございます。

○北沢委員 終わります。

○川崎委員 山名靖英君。

○山名委員 新進党の山名でございます。何点かの問題についてお聞きをしたいと思います。何点か、まず最初に、今回提案になりました被災地における被災者の個人住民税の緊急対応ということで、地震災害によって生じた住宅、家屋等についての個人住民税を平成六年度所得に組み入れた雑損控除ができる、こういう内容でございまして、私たちがこの措置については時宜を得たもの、こういうふうな評価をするところでございます。

そこで、一定の評価はするものの、特にその中で運用面について先ほどからも若干お話が出ておりますが、何点かの問題についてお伺いをしたい、こういうように思います。

まず、いわゆる雑損控除が受けられる対象となる資産、日常生活用、こういうふうな日常生活用の住宅、家財ですか、こういった規定があるようございまして、もう少し詳しく、この控除の対象となる資産についての申身をまずお教えをいただきたいと思っております。

○佐野(徳)政府委員 雑損控除につきましては、所得税、住民税ともにこういうものが対象となるわけでございます。現実の運用につきましては、所得税の運用は国税庁でやられておりまして、私どもも国税庁での運用等もいろいろ参考をさせていただいているわけでございまして、そこでの考え方は、雑損控除の対象となる資産は通常生活の維持に要する資産とされておるところでござい

ございますが、例えば書画とか骨とう品とか貴金属、こういったもので一個または一組が三十万円を超えるもの、または別荘などの損失は、これは通常生活の維持に要する資産というものはないという判断で、対象にならないというような取り扱いはされておるところでございます。

○山名委員 今回の震災によりまして、当然そういう控除の対象とならない損失もかなり多いと思うのですが、こういったいわゆる雑損控除の対象とならないものの損失に対しての措置というのはどういふふうな考えられるのでしょうか。

○佐野(徳)政府委員 現行制度におきましては、今お話しの内容、対象にならない、生活に通常必要でない資産、これの損失の金額につきましては、その損失を受けた年において譲渡所得がございした場合にその譲渡所得の計算上差し引かれる、こういうことが現行制度で認められているものでございます。

○山名委員 わかりました。いずれにしましても、今回の震災における大きな被害というものが、これに対する税制上の優遇措置というものは極めて大事な観点であります。

問題は、今回の雑損控除の問題にしても、あるいは、後ほど若干触れますが、固定資産税の問題につきましても、本人が申告をするわけでございまして、被災者自身が自分で、住宅あるいは家財についての損害について時価計算をしながら積み上げ方式でやるわけで、サラリーマンが今までこんな申告なんかはしたことないわけで、そういった面では、現場で被災者の皆さんが混乱をするのではないか。制度としては、法律としてはこういった雑損控除の対象で控除されますよというものの、具体的に申告をする側からいけば、その申身が極めてわかりにくいし、その算定がやはり困難になるのではないかと思っております。

したがって、こういったケースの今後の運用については、きちっとした相談窓口なり一定の指導というのも大事じゃないか、こう思います。この

場合、どこに相談をすれば明確にそういったものも教えていただけるのでしょうか。

○佐野(徳)政府委員 今回の雑損控除の申告につきましては、通常申告を必要としない給与所得者等も申告を行うことが予想されますが、御指摘のように、納税者の方がみずから損失の金額を正確に申告するには相当の困難を伴うものではないかというように考えられます。

このため、関係地方公共団体におきましては、所轄の税務署とも協力をいたしまして、申告の説明会だとか納税相談等を実施することといたしている、こういうように伺っておりますが、自治省といたしましては、国税庁とも密接に連携をとる一方、関係地方公共団体に対しまして、所轄の税務署との連携をこれまで以上に密にして、これらの事務に遺漏のないように適切に指導してまいりたいと考えております。

○山名委員 その問題については、例えば、今回確定申告の時期に今来ておるわけですが、業務としてかなり集中をする、その処理の手が足りない、当然そういう事態が想定されるわけですが、いわゆる還付の猶予期間、この延長についてはお考えはございませんか。

○佐野(徳)政府委員 納税の関係についての納期限の延長につきましては、国税庁の方でも納期限の延長関係につきましては、告示等をいたしておるところでございます。私どもも、国税庁の取り扱いをそれぞれの関係の地方公共団体にも示しておるところでございますけれども、国税庁の告示では、納期限についてはまた別にその告示をするということでございます。現在のところ、まだ納期限についての確定的な日につきましては国税庁でも示されていないところでございますので、地方公共団体におきましてもそれに準じた取り扱いがなされるというように承知をいたしております。

○山名委員 その点については、国税庁任せではなくて、綿密な連携をとっていただきなから、やはり自治省サイドからも物を申していく。現実問

題として、現場で被災者の皆さんが混乱を起したり不安に思ったり、そういったことのないように、ぜひともお取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

地元では、こういう新聞等が情報新聞として、「被災者の皆さまへ」というような感じで今配布されておまして、かなり細かくいろいろな法的な問題についての取り扱い等、詳しく説明をされておるようでございまして、こういった情報を的確に伝える、そして、被災者の皆さんの不安感を取り除くということは大事な観点だと思っております。この辺の住民への広報媒体として、例えば雑損控除等の問題については何か特別な広報をされる予定はございますか。

○野中国務大臣 今回の災害で被災者の数も大変多くなっておりますし、いろいろな特別措置等の問題で、税の問題につきましても申告者が大幅に増加することが予想されるわけでございます。そのため、例えば兵庫県では、要請があれば県内市町村からの応援態勢を組むことも検討しておると伺っております。自治省といたしましては、必要に応じて、それぞれ職員員の派遣等について適切に対応をしたいと思います。

また、今御指摘のございました被災者に対する税の措置の周知徹底でございますけれども、今委員がお示しになりました「今週の日本」というのも、政府広報の一環として現在までの措置をきめ細かく御通知を申し上げたところでございまして、今後、近くお願ひをいたします特別立法等を含めまして、多くの諸般の施策につきましてきめ細かく行ってまいりますとともに、特に、テレビ、ラジオ、新聞等の活用あるいはパンフレット等を県においても作成をいたしまして配布するほか、災害対策本部からの生活情報の形でラジオ等を通じて周知をいたしまして、単に税務だけでなく、幅広く救援等につきましてこの広報活動をしたいと考えておるわけでござい

自治省といたしましては、関係地方公共団体と

ともに、また税につきましても国税庁とも連携をとりながら、PRの方法等につきましてもさらに知恵を絞って被災者に対する広報に努めてまいりたいと考えております。

○山名委員　そこで、いわゆる被災者にとって今回の雑損控除あるいはもう一つ減免措置、いずれかを選択する、こういうことになるわけでございまして、このいずれかを選択するといつても、まさに被災者の皆さんにとつても、被害額の算定がまず基本的に困難だし、相談窓口は混雑をしている、どちらを選択するか極めてわかりにくいという感じがいたします。

ですから、ある面では、私は、減免措置とそれから雑損控除は、もう両論併記のような形のもので対応できないか、全部そういうことで面倒を見てあげるといふような形にはならないのかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

○佐野(徹)政府委員　まずこれは、所得税につきましても、法律で、雑損控除を選択するか、それとも減免を選択するか、このどちらかの選択をする、こういう制度になっているところでござい

ます。今お話がございましたように、それぞれの所得計算等につきましては、やはり納税者の方々、いろいろな点で難しい点もありではなからうか、そういうように考えているところでございまして、やはり私も、国税庁などともいろいろ十分に連携をとりながら、そういうことにつきましても、やはり十分に対応もしていかなければならないと考えている次第でござい

ます。○山名委員　先ほど固定資産税の減免措置、災

免法に基づく問題が提起をされました。私はここで一点だけ申し上げたいのは、これも認定に当たった弾力的な運用、こういう問題でございまして、例えば家屋の損壊でいきますと、全壊、すべて壊れた、これはもう非常にわかりやすいわけですね。ところがもう一つは、十分の六

以上家屋が壊れた場合、これは軽減が十分の八ですか、それから、十分の四から十分の六未満までは十分の六の軽減、十分の二から十分の四未満の倒壊については十分の四の軽減、この十分の六、十分の二、十分の四、こういった算定基準のあり方というのは、やはりこれはそういう意味では非常にわかりづらいし、現実問題として、だれが巻尺持ってこれをはかりに行くんですか。被害が少ないそういう場合に適用されることならまだわかるわけですが、何万戸、何十万戸と倒壊しているところについてこのような固定資産税の減免措置の算定の認定のあり方の取り決めは、私は現状にそぐわないんじゃないかという気がいたします。

例えば、罹災証明書なんかは、全壊、半壊、一部損壊、一部破損ですか、表現的には非常にわかりやすい、若干の混乱は出ておるようございませうけれども、そういったことを考えて弾力的な運用というものが大事ではないか、このように思っております。御見解をお伺いしたいと思います。

○佐野(徹)政府委員　災害が発生いたしました場合の家屋の固定資産税の減免につきましては、先ほど来お話が出ておりますいわゆる事務次官通達におきまして、これは固定資産税の性格と申しますか、固定資産税というのは資産価値に応じて課税する、こういった性格を持った税でございまして、この税の基本的な性格を踏まえまして、先ほどお話がございましたように、損害の程度に応じて四段階の区分をその基準として示しているところでござい

ます。なお、その具体的な運用に当たりましては、各市町村が条例の定めるところによりまして地域の事情に即した適切な対応を行っているというように理解をいたしているところでござい

ますし、また、いわゆる評価体制等の問題につきましても、それぞれ他の市町村と申しますか、ほかの県の政令市だとか他の市町村だとか、こういうところから応援を得ることによりまして万全の体制を整えていかなければならないと考えている次第でござい

ます。○山名委員　この問題については、地方税法三百六十七条ですか、そこに各市町村で条例によって定めるということになっておるわけでござい

ます。が、やはり事務次官通達のような形で、当然ある面での指導性というものは問われていくのではないかと私は思いますし、そのことに関連しまして、今回何かの現場での混乱といえますか格差

と、今、食糧の問題で、三食出ている市と二食の市というアンバランスも現実にあるわけ

でございまして、どうしてそんな違いが出てくるのか。同じような状況で被災をし、同じ苦しみを味わっている中で、どこにどういう違いがあるというときにやはり公平で公正でなければならぬ

というときに、現実問題として、人間としての温かみのある施策というものが求められておるのに、私は極めて残念に思います。したがって、こういったことが条例任せだ、それぞれの自治体での対応任せだというのでは、これは国としての責務が全く果たせないわけであ

○野中国務大臣　御指摘のように、それぞれ市、町が壊滅的に打撃を受けたわけでござい

ます。職員は人命救助あるいはみずからも被災をしたという異常な状態の中におきまして、いかにして災害の実態を早期に把握するかということになりま

す。また、各都道府県の皆さん方から大変な御支援をいただきました。市町村の専門職員も派遣をいただき、そして今委員が御指摘になりましたような、家屋の被災状況につきましても、何とかして自分の家に帰りたいという被災者の気持ちを第一に考えまして、この人が帰ることが本当にいいの

かどうかということを中心に考えて、全壊、半壊、一部損傷等のこの表示をされたわけでござい

ます。けれども、その判定を下す方々も、また全国からそれぞれ寄せられた方々でござい

ます。

○山名委員 では、次の質問に移りたいと思いがすが、今回の震災の反省点、いろいろな教訓、数多くあるわけでございますが、危機管理の問題、あるいは震災に強い都市づくりをいかに進めていくか、課題は極めて多いわけでございます。そこで、今後特に各地方自治体が策定するであろう地域防災計画、それと財政援助の問題について若干お伺いをしたいと思います。

今回の教訓を生かしながら、今後の震災対策、行政の体制の強化、あるいはさらに復興計画、こういうところまで踏み込んだ策定というのが私は大事ではないかと思っておりますが、そのためには相当の、この地域防災計画を策定するに当たっての費用といえますか、財源措置というのでも一方で大事でございます。

例えば、今は震度四から六ぐらいの想定でしか建築基準の想定がないわけで、それを震度七ぐらいのものに見直して、具体的に公共施設とか、道路とか、橋梁とか、こういうものを補強なり、強化しようと思えば、またそれだけに大きな費用を必要とするわけでございまして、あるところではそういうことはたまたま、とてもできないというような声も出ています。とでもできない。そこで、ともかく構造物の耐震性を高めるために、改造、補修、こういったものが求められ、今後の工費が膨大な費用となるのが想定をされるわけでございますが、こういった各地方自治体の現状について、どのような財政援助措置をされるお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○野中事務大臣 一つには、災害復旧、災害復興でございますけれども、先ほど来北沢議員にもお答えをいたしましたように、できるだけ関係省庁の御理解をいただきまして、国庫負担を増額をいただく措置をお願いをいたしまして、ほぼ今夜の閣議をもちまして、国会に特別法をお願いをすることの決定になろうかと考えておる次第でございます。そして、地方負担につきましては、先ほど申し

上げましたように、歳入欠陥債、あるいはその他、それぞれの地方債を充当をし、そして元利補給率を上げて対応をいたしてまいりたい。また、特別交付税につきましても、大蔵省とさらに協議を進めまして、今次災害の重要性から、現行特別交付税の枠を超えて増額を今お願いをしておるところでございます。そういう万般の、地方財政運営に対する支障が生じないように十分配慮をしまいたいと考えておるわけでございます。

また、今次災害の深刻さというのはいささまな反省点を私どもに大きな教訓として与えておるわけでございます。それだけに、今回の災害を顧みて、地域防災計画の見直しをやっつけていかなくてはならないのでございまして、既に通達を出しておるところでございます。

年々の防災アセスメントの実施に当たりましては、軟弱な地盤等の災害要因を把握したり、あるいは今申し上げました地域防災計画の見直しをするように地方公共団体を指導しておるところでございます。その必要とする財源につきましても、それぞれの面積に応じまして、府県におきましては、千五百万、あるいは三千八百万、四十八百万というように都道府県の面積に応じてやっております。市町村につきましても、面積に応じて、三百万、七百万、一千万と、特別交付税で措置することとしたおる次第でございます。

○山名委員 国庫負担、国庫補助率をかさ上げをしてそれなりの手だてをするということですが、この際、地方の超過負担分、従来の補助金のあり方から問題になっているのは、地方でのそういう超過負担が問題になっておるわけでございまして、そういった超過負担が生じないように、やはりしっかりと補助対象経費というものの拡大とか、そういう措置を考えていかなきゃいけないのじゃないかというふうに思いますので、その点、あわせて御検討いただきたいと思っております。

それから、この際、私は、いわゆる基準財政需要額の単位費用、これについて、例えば土木、道路、河川、港湾等の土木費、あるいは公債費の中

のいろいろ、災害復旧費とか、地震対策事業債の償還費等の単位費用のあり方についてもやはり見直しをすべきではないか、これは今後の課題ではあるかと思っておりますが、その点についての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

ある面では補正係数の見直しまで踏み込んでいいのではないかと気がいたしますが、例えば寒冷補正というのがあるわけですね。地震補正というのはこれはいけるかどうかというのにはちょっとよくわかりませんが、活断層の上に乗っかっているような都市なんかはもうそういった地震補正というふうな形のものをお勧めないかどうか、これからの一つの課題ではあるかと思っておりますが、現時点でお考えがあれば教えてください。

○遠藤政府委員 お答えを申し上げます。突然のお尋ねですので、十分なお答えになるかどうかと思っておりますが、一つは、超過負担について何らかの措置をすべきでないかというお話があったかと思っております。

この超過負担の問題については、やはり第一義的には、国が、単価、それから数量等について正しく把握して、国庫補助金なり負担金なりを負担していただくというのが基本でありまして、単価等に差があるために、その差の超過負担の分を地方財政措置を制度として行うということになります。国の方の措置といたしましては、この超過負担の問題については、第一義的には、やはり国がきちっとした補助制度の中で措置をしていただくということをやっつけていかなければいけない。

今回の場合も、例えば仮設住宅等について、現在の補助単価と実勢単価と非常に違うというような面もありまして、そういう面については、担当省及び大蔵省に対して、これはきちっと実勢単価と合うようにしてくれということをお願いを申し上げておるようなこともありますので、まず第一に、そういう国の制度をきちっとしていただくということ而努力をしていきたいというふうに思

います。

それから、交付税の基準財政需要額の算定の問題につきましては、恐らくいろいろな災害に伴いました起債を発行するわけでありますが、そういったものの算入率というものを、特別交付税なり、あるいは普通交付税で算入する場合にやっぱり検討すべきではないかという御趣旨かと思っておりますが、私どもも、今回の被害が非常に甚大でありますから、第一義的には国の補助をかさ上げしていただくとか、補助率を特例的に設けていただく、あるいはアップしていただくというように努力をまいりてきておるわけであります。すけれども、残りの地方負担について起債を充当したその起債の元利償還金を交付税で見ると、措置については、これはやはり被害が甚大である、地方負担も大きくなるということを考慮して検討をしていかなければならない問題であるというところでお答えをいたしております。

○山名委員 時間が来ましたので終わりたいと思っておりますが、最後に一点だけ。

今回の震災、一カ月たちまして、仮設住宅の入居も始まりつつ、また、いろいろな意味での神戸の、あるいは西宮の、阪神の復興に向けての一定の取り組みがされております。戦後最大の被害を受けた今回の震災でありますけれども、いつまでもこれについて単なる同情であつたり、そういうことでの目の向け方は、後ろ向きの見方は私はずとるべきではないんじゃないか。もう前を向いて進んでいく、希望のあるそういう町づくりが進められている、こういうものがある面では必要じゃないか。

それに関連して言うならば、選抜の高校野球だつて、甲子園、かなり修復はできるわけで、やろうと思えば開催は可能だと思っております。そういう甲子園を中心にして全国から高校球児が集まって、また神戸から、甲子園から全国に散っていく、全国から何万人という人たちが応援に来る、こういったものも今後の日本全体の活性化においても私は有効なことではないか、こういうふう

思っている次第でございます。高校選抜野球の開催について最後に自治大臣から御見解をお聞きして、終わりたいと思います。

○野中国務大臣 自治大臣として直接お答えをする問題ではないと思うのですが、被災地の方々に對して、特に地震に強い町づくりということ、これにつきましては、特に国際都市神戸でありますだけに、これから夢を与え、希望を与える町づくりというものを私どもは考えていかなければならないと存じております。

また委員御指摘のように、被災の中から立ち上がっていくために、そういう力を与えるものの一つとして四月の選抜高校野球もあるわけでございまして、それぞれ主催されます新聞社及び高野連を初めとして、今鋭意御検討を前向きにいたしておると聞いておるわけでございまして、私どももそういうことがより前向きに開催されますよう願っております。

○山名委員 ありがとうございます。終わります。

○川崎委員長 救田恵二君。

○救田委員 私、今回の地方税法の一部を改正する法律案に対しては賛成の立場でございます。同時に、きょう質問したいのは、最初に今度の大地震で被災された方々に対する救助救済、そして支援に関する問題についてお伺いしたいと思っております。

この間、確かに救援は進んで、先ほど大臣もお話ありましたように、一定の進行はあります。しかし、私、現地の方々の声を聞きますと、まだまだまだ、こういうふうな言って、まだなんという生易しいものじゃないよということを、たびたび現地に入りますと声を聞きしておる現状です。今懸命の救援、復旧、復興が行われて、ラインの回復や仮設住宅の建設など進みつつあります。そして全国の自治体からも応援がございまして、そして多くのボランティアの方々も本当に献身的な活動があって、私はそういう方々の活動に対して本当に心からお礼を言いたいし、頭が下

がる思いなんです。それは自治大臣も常々おっしゃってられます。

そこで、復旧、復興という段、こうなってきたと、いよいよ行政が主体になっていかなければならないのですけれども、私、つい先日災害特別委員会でも、例えば同じ地方自治体の職員を動員するにしても、救援救助を専門にした部を送らぬとあかんのと違つか。具体的には、例えば学校の施設を利用して調理をすればそれはできるわけだから、かまもあるわけだし、神戸市内に百六十五校あるそうです。その避難所の学校を利用して汁物をつくる。そうすると、全国と同じ地方自治体でも、例えば調理士の方々とか栄養士の方々なんかを一気に動員してやってもらう、そういういわば救援や救助に専門職の方々をきちんと動員する必要があるので違つかという話を私はしていたんです。

その辺は、今私聞きますと、確かに地方自治体から見ますと、一日当たりの動員の数は、いわば医師や看護婦を除いてですけれども、全体として二百人ちょっとだと思っております。各都道府県や政令市からの職員派遣の状況を見ますと、ですから、救助や救援を中心に専門職にした要員を派遣することについてもう少し手を打っていただけないかというように思うのですが、その辺の点をお聞きたいのです。

○野中国務大臣 当初は委員御指摘のように救援救助が主体でございました。これからは、どのようにして被災地のライフラインを中心とする市民生活を一日も早く回復させようとする方向での市町等の技術職員の協力をお願いするかといいことでございまして、応急の場合とこれから中長期的にわたる支援とは分けて私どもも考えていかなければならないと思つて、地方六団体を初めといたしまして、それぞれ関係都道府県、市町にお願いを申し上げておるところでございます。

関係地方公共団体におきましても、年度末から年始を迎えるわけでございまして、地方選挙等を考えますときに、人材派遣ということに非常に困

難な時期を迎えるわけでございますけれども、今回の災害の異常さを考えまして、特に今申し上げました専門職の皆さんの派遣を重点に考えて処置をいたしていただきたいと存じまして、個別お願いを申し上げておるところでございます。

○救田委員 今お話がありました専門職ということなんですけれども、私が言っているのは同じようなことだと思つたのですけれども、やはり先ほどの質問でもありましたが、例えば神戸市では、半壊家屋の応急修理、普通は救助法では規定されております。そういったものに対して、本来ですと災害を受けたときから一カ月以内という規定なんです。ところが、いまだに実際上はそれを把握できていない。そうすると、法律的に言えば一カ月だけれども、弾力的に運用するとして延ばすでしょうけれども、それは当たり前ですけれども、そういういわば、確かに大臣おっしゃるよう

に現実の問題は救助救済、復旧、復興と、段階いろいろあります。また一番前の段階の手だてが現実はおくれているという点もあるわけですね。したがって、その辺もよく見ていただいでやる必要があるんじゃないか。

特に、今お話ししました半壊家屋の応急修理などは、額は別としてすぐできるはずなんですけれども、おくれられている。こういう実態からしても、体制がおくれている、しかもそのことについてはほとんど知らされていないという結果があるんですね。広報されていらない。応急修理なんかは本来一カ月ということですから、一番難しいわけなんですけれども、知らないでおしまいなってしまふということも困ります。だから、そういう点で応急修理の問題なんかでも、そういう方々の救助にかかわる第一段階での、やはり引き続き専門家を送る必要があるんじゃないかなと思つておるところです。そして、厚生省なんかは、もちろん医師や看護婦、介護職員、さらには社会福祉施設職員などの派遣を要請しているわけですから、やはり救助業務に精通した方々を自治省としても、大臣がおっしゃっているのはそういうこ

となんでしようけれども、私はそういう意味で言っているのですが、その辺の見解だけは一致させておきたいと思つておきます。

○野中国務大臣 御指摘のように、当初は、それぞれ被災地の市役所等において、全国から来てくださる支援の職員あるいはボランティアの皆さんにどのよう機能にやっていただくかという、そういう対応を混乱の中に十分でなかった。それが、それぞれ被災地の皆さんの、現に被災をされておる皆さんに対してきめ細かく対応できなかつたという指摘は、これは私どもも残念ながら現実のものとして認めざるを得ないと思つておるわけで、今度の問題については、十分教訓としてこれから対応していかなければならないと思つておるわけでございます。

ただ、そういう中におきましても、例えば自治医科大学などは自分たちで食事もし、そしてすべての機能を持って出かけていってやるような状態が出て、ああいう救援こそ本当の救援だという評価をいただいたわけでございまして、私どもも、これからはそういう支援がより機能的に果たせるように、これからの反省点として努力をしていかなければならないと思つておる。

ただ、おっしゃる通りに、情報の欠落、広報の不十分というのも反省点でございます。きのう来ました大阪の市長さんですら、大阪といつても大阪市じゃないのですが、近隣市長さんが、瓦れき処理について、まだ最初に個人でやった人のは見てもえなないのですかという話を私にされるわけでございまして、いかに情報伝達というのが難しいか、欠落をどこでしておるかということを私自身非常に反省をしたわけでございまして、市役所が市役所としてお認めになつたものは我々はそれを対象としようと言つておる意味が、なかなか現場では御理解いただけではない。それ以上私どもは申し上げられる枠ではないわけでございまして、そこについて非常に問題を感じたわけでございますので、これからさらに情報の伝達、広報等については、きめ細かく配慮をしてい

かなくはならないと存じておる次第でございます。

○穀田委員 今のお話で本当によくわかりましたけれども、やはりそういう御援助をよくお願いしたい。

といひますのは、私ついせんだつてお聞きしたのですけれども、被災自治体からこういう点を何とかしてほしいという、他の自治体に対しての要望というのはなかなか難しいようですね。

例えば、ある町村から、看護婦さんとか、そういう方々をもうそろそろ引き揚げていかかと言われると、被災自治体の方としては、いや、もつとおつてくれと言いたいわけけれども、率直に言つてそういうことを言えないものだから、はあと言つてしまふ。そうすると、では、被災自治体は人が足りているのか、こういう議論になつてしまふ。こういうケースもあつたようですので、それは切にお願いしておきたいと思ひます。

そこで、次に、法案に関連して若干だけお聞きしたいのですけれども、先ほどもありましたが、この通達で、災害を受けた場合の減免の対象となる所得要件の基準の引き上げをするに ついては、先ほどもありました。私は、一・六倍という話がありましたけれども、もう一つ、この引き上げに加えて対象範囲の拡大をすべきじゃないだろうか。対象範囲でいいますと、先ほどもありました。十分の五、十分の五以上とあるのですが、例えば今大臣お話ありましたように、瓦れきの問題でもそういう処理をしているように、私はせめて、この十分の五という基準もそうですが、十分の三を十分の二にするとか、そういった形での枠の拡大というのはいかなるものなんでしょうか。これはい

かがでしようか。

いたしておるわけでございます。さらに、災害により死亡しました場合、生活扶助を受けることになつた者あるいは障害となつた者についても減免措置を講ずることとしたしております。

また、御指摘がございましたように、災害の減免通達の対象となつていない、損害の程度が十分の三未満のもの及び所得金額が二十万を超える者につきましても、その者が受けた損害については雑損控除の対象とすることいたしました。今般の改正による平成七年度分の個人住民税への前倒しの措置を講ずることができるようにしておるのでございまして、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○穀田委員 ですから、個人住民税の場合の今の軽減額を、損害の程度についてやはり弾力的にもう少し見えていただく必要があるかと思ひます。

あわせて、被災住民が、地震災害に加えていろいろな形で税金に苦しみむという事は避けなくてはなりません。それで、減免通達には、今お話ありましたけれども、固定資産税、それから自動車税についても例示しているわけなんです、調査室の報告によりますとそういう例示をしているわけですけれども、これらの軽減あるいは免除の割合や対象の範囲の拡大というものについては、これからずつと行つつもりでしようか。

○野中事務大臣 今回の固定資産税につきましては、基本的には平成七年度においても平成六年度に準じまして、通達を基準として減免を実施することが適当であるという事は、先ほどもお答えをした次第でございます。さらに、復興に向けまして、何らかの措置をこれから講じていかななくてはならないし、今回の災害の実態を踏まえまして、関係地方公共団体の考え方は各各々への要望事項などを踏まえまして検討をまいりた

いと存じておるわけでございます。

軽減ができるものとされておりますが、基本的には、平成七年度におきましても、六年度の措置に準じて行つ通達を出すべきであらうと考えておるわけでございます。

なお、被災をいたしました自動車車を廃車した場合には、現行法上、廃車を行つた翌月以降の自動車税は課さないこととされております。また、既に納付をいたしました税額のうち、廃車を行つた翌月以降の自動車税が月割りによつて還付されることは御承知のとおりでございます。

今御指摘もございましたが、災害によりまして被災した納税者等に対しましては、地方税法及びこれに基づきます地方公共団体の条例の定めるところによつて減免措置を講ずることが出来るものとされておるわけでございます。

通達に示されていない税目軽減につきましては、地方税法の各税目に関する減免規定に基づきまして、具体的には各地方公共団体の税条例で定める減免に関する規定によりまして、個々具体的な事実を照らして減免をすることが出来ることとなつておりますので、関係地方公共団体におきましては、今回の震災の被害の実態に即して適切な対応がなされるものと考えております。私どももそのような実態を踏まえながら指導をしてまいりたいと考えております。

○穀田委員 わかりました。終わります。

○川崎委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○川崎委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

御指摘ございました自動車税につきましても、災害を受けた日以後の納期限が到来する当該年度の自動車税につきましても、災害によつて自動車に損害を受け、相当の修繕費を必要とする場合に

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○川崎委員長 御異議ないものと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川崎委員長 地方財政に関する件について調査を進めます。

この際、平成七年度地方財政計画について説明を聴取いたします。野中自治大臣。

○野中事務大臣 平成七年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成七年度の地方財政につきましては、現下の厳しい経済と地方財政の状況を踏まえ、おおむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進及び地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、住民に身近な社会資本の整備、少子・高齢化等に対応した福祉施策の充実、自主的・主体的な活力ある地域づくりなどを積極的に推進するため必要な事業費の確保に留意する等限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行うことを基本としております。

以下、平成七年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、平成六年に行われた税制改革等の一環として個人住民税の減税を実施するほか、固定資産税の臨時的な特別措置の創設等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとしております。

てん債の発行により補てんとともに、所得税及び住民税の減税以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行により補てんすることとしております。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的・主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、農山漁村地域の活性化、文化・スポーツの振興等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講ずることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに、平成七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十二兆五千九十三億円となり、前年度に比べ一兆五千八百十二億円、二・〇％の増加となっております。

以上が、平成七年度の地方財政計画の概要であります。

○川崎委員長 以上で説明は終わりました。

○川崎委員長 次に、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。野中自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○野中國務大臣 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税

及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し並びに住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等所要の改正を行う必要があります理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、長期譲渡所得について、特別控除後の譲渡益が四千万円以下の部分に係る税率を引き下げるとともに、土地の切り売り防止の観点から所要の特例を設ける等の措置を講ずることとしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、生命保険事業を行う法人が厚生年金基金等と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る特例措置の見直しを行うこととしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用土地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長することとしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、急激な地価の下落傾向にかんがみ、税負担の調整を行うため、平成七年度及び平成八年度に限り、評価の上昇割合の高い宅地等に係る臨時的な課税標準の特例措置を講ずることとしております。

また、日本電気計器検定所等の法人が一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の見直しを行う等の措置を講ずることとして

ております。

その五は、自動車取得税についての改正であります。

自動車取得税につきましては、電気自動車等の取得に係る税率の軽減措置の適用期限の延長及び拡充を行うこととしております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、たいだいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の状況等にかんがみ、平成七年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金制度を延長する等の必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項であります。

道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・義務教育施設の整備・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村対策・森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりを要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置することとしております。

また、農山漁村地域の活性化に要する経費を措置することとし、平成十二年度までの措置として新たに農山漁村地域活性化対策費を設けるとともに、平成六年度の財源対策のための地方債の元利償還金及び個人住民税の特別減税等による平成六年度の減収を補てんするための地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策債償還費及び減税補てん債償還費を設けることとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成七年度における道府県民税及び市町村民税の減税等による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

第二は、地方財政法の一部改正についてであります。公営競技を施行する地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を十年間延長することとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○川崎委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額の特例)
第四条の二 道府県は、所得割の納税義務者の選択により、阪神・淡路大震災により第三十四条第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額(阪神・淡路大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。)については、平成六年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三十二条第九項及び第三十四条第一項の規定を適用することができ、この場合において、同項の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成八年度以後の年度の個人の道府県民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、平成七年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとする町村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

3 前二項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十四条第一項第一号」とあるのは「第三十四條の二第一項第一号」と、「第三十二条第九項及び第三十四条第一項」とあるのは「第三十三條第九項及び第三

百四十四條の二第一項」と、前項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三十七條の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三十七條の三第一項」と読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、本条の規定の適用がある場合における道府県民税及び市町村民税の所得割に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十四号ハ中「租税特別措置法」の下に「第三条の二に規定する特定株式投資信託に係る収益の分配、同法」を加え、同号中ホをへとし、この次に次のように加える。

ホ 租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等

第三十四条第一項第三号中「第四十一条の九第二項を」第四十一条の七第二項に改める。

第五十三條第三項中「(同条第十六項において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二條第一項を」第四十二條の八第六項、第六十二條第一項に改める。

第七十三條の四第一項中第七号を削り、第六号の二を第七号とし、同項第十一号中「不動産」の下に「政令で定めるもの」を加え、同項第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十三号の二を第十四号とする。

第三百四十四條の二第一項第三号中「第四十一条の九第二項」を「第四十一条の七第二項」に改める。

第三百二十二條の八第三項中「(同条第十六項において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二條第一項を」第四十二條の八第六項、第六十二條第一項に改める。

第三百四十八條第二項第十三号中、「都道府県農業会議及び全国農業会議所」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 都道府県農業会議及び全国農業会議所が直接その事業の用に供する家屋及び償却資産

第三百四十八條第二項第十五号中「及び流産路」を削り、同項第二十一号を次のように改める。

第二十一 削除

第三百四十八條第二項第二十五号中「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送の業務又は」を削る。

第三百四十九條の三第二十五項中「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第二十七項中「又は第四号」を削り、「同項第一号に規定する業務の用に供する固定資産にあつては当該固定資産を、当該固定資産のうち、土地にあつては当該土地に、同項第四号に規定する業務の用に供する固定資産にあつては当該固定資産を、家屋及び償却資産にあつては当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産」に改め、「三分の一の額」の下に「とし、その後五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額」を加え、同条第三十項から第三十三項までの規定中「三分の一」を「三分の二」に改める。

第五百八十六條第二項第五号の七中「年金福祉事業団法」の下に「(昭和三十六年法律百八十八号)を加え、同項中第十一号の二を削り、第十一

号の三を第十一号の二とし、第十三号の二を削り、第十三号の三を第十三号の二とし、第十四号の三を削り、同項第二十八号中「及び第五号の五から第五号の七まで」を「第五号の五及び第五号の六」に改め、同項第二十九号中「から第五号の七まで」を「第五号の六」に改める。

第七百一条の三十二第四項中「及び第七百一条の三十四第八項第二号」を削る。

第七百一条の三十四第三項第一号の二、第六号及び第七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第二十七号までを三号ずつ繰り上げ、第二十七号の二を削り、第二十八号を第二十五号とし、第二十九号から第三十一号までを三号ずつ繰り上げ、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「次の各号」を「次に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、

同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とする。

第七百一条の四十一第一項の表中第四号の二及び第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表の第十号中「第二十二号」を「第十九号」に改め、同表を同表の第九号とし、同表中第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表の第十六号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同表の第十七号中「第二十三号」を「第二十号」に、同表の第十八号中「第二十四号」を「第二十一号」に改め、同表を同表の第十五号とし、同表の第十九号中「第十七号」を同表の第十六号とし、同表の第二十号を削り、第二十一号を第十八号とし、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十号とし、同条第

「第四項第三号」に、「附則第三十四條の三」を、以下附則第三十四條の三まで、「百分の三の税率を適用して」を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当するに改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

附則第三十四條第四項中「前三項を」を「第一項(第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第三項及び第四項」に改め、「第一項」の下に、「(第二項の規定により読み替えて適用される場合を除く。)」を、「第三百四十四條の二の規定」の下に、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」とを加え、「第二項」を、「第二項の規定により読み替えて適用される第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二條第一項及び第二項並びに第三十五條」とあるのは「第三十三條第一項及び第二項並びに第三十四條の三」と、「第三十四條の規定」とあるのは「第三百四十四條の二の規定」と、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「第三十一條第五項第二号」を「第三十一條第六項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合において、当該所得割の納税義務者について前年度分課税長期譲渡所得金額(前々年中の同項に規定する譲渡所得(次条譲渡所得を除く。))に係る課税長期譲渡所得金額をいう)があるときは、前年中の同項に規定す

る譲渡所得に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税長期譲渡所得金額及び次項に規定する前年度分課税長期譲渡所得金額(以下本項において「前年度分課税長期譲渡所得金額」という。))の合計額」と、同項第二号中「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税長期譲渡所得金額及び前年度分課税長期譲渡所得金額の合計額」と、同号イ中「八十万円」とあるのは「四千万円から前年度分課税長期譲渡所得金額(当該前年度分課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、四千万円)を控除した金額の百分の二に相当する額」と、同号ロ中「当該課税長期譲渡所得金額から四千万円」とあるのは「当該課税長期譲渡所得金額及び前年度分課税長期譲渡所得金額の合計額から四千万円(当該前年度分課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、当該前年度分課税長期譲渡所得金額)」とする。

附則第三十四條に次の二項を加える。
6 第一項(第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用を受けた者は、次条第七項に規定する場合に該当することにより、第一項の規定の適用を受けた同項に規定する譲渡所得に係る第二項に規定する前年度分課税長期譲渡所得金額が生じ、又は増加することとなる場合には、同条第七項に定める期限内に、自治省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

7 次条第九項の規定は、前項に規定する場合において課されることとなる道府県民税及び市町村民税の所得割について準用する。この場合において、同条第九項第一号中「附則第三十四條の二第七項」とあるのは、「附則第三十四條第六項」と読み替えるものとする。

附則第三十四條の二第二項中「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」を、課税長期譲渡所得金額に

対して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項各号(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定にかかわらず、当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する額に改め、同条第二項中「について」を、「に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割について」に改め、同条第四項中「第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」を、「第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」を、「前条第一項」を、「前条第四項において準用する同条第一項各号」に改め、「百分の三」とあるのは「百分の六」とを削り、「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」を、「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める。

附則第三十四條の三第一項中「附則第三十四條第一項の下に(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。)」を、「額は」の下に、「同条第一項各号の規定にかかわらずを加え、同条第三項中「附則第三十四條第四項を、附則第三十四條第五項」に改め、「同条第一項」との下に、「同条第一項各号」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項各号」とを加える。

附則第三十五條第一項第一号中、「第三十六條第一項又は第三十八條第一項若しくは第二項を」又は「第三十六條第一項」に、「附則第三十四條第三項第三号を、附則第三十四條第四項第三号」に改め、同項第二号中「第三十一條第三項を、第三十一條第四項」に改め、同条第一項中「附則第三十一條第三項第二号を、附則第三十四條第四項」に改め、同条第四項中「附則第三十四條第三項を、附則第三十四條第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第三十一條第五項第二号」を「第三十一條第六項第二号」に改める。

附則第三十五條の三を次のように改める。

第三十五條の三 削除

附則第三十八條第十項中「第七百一條の三十四第十項」を「第七百一條の三十四第九項」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第二十項」を「附則第三十二條の三第二十八項」に、「附則第三十二條の三第五項から第十九項まで」を「附則第三十二條の三第九項から第二十七項まで」に改める。

附則第三十九條第一項から第三項までの規定中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「承認計画の公表の日から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで」に、「当該承認計画」を「承認計画」に改め、「及びその敷地である土地(当該指定事業者が当該期間内に取得した土地に限る。)」及び「及び土地」を削り、同条第六項及び第七項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第十項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「第七百一條の三十四第十項」を「第七百一條の三十四第九項」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第二十項」を「附則第三十二條の三第二十八項」に、「附則第三十二條の三第五項から第十九項まで」を「附則第三十二條の三第九項から第二十七項まで」に改める。

附則第四十條第六項及び第七項中「第七百一條の三十四第十項」を「第七百一條の三十四第九項」に改め、同条第八項中「附則第三十二條の三第二十項」を「附則第三十二條の三第二十八項」に、「附則第三十二條の三第五項から第十九項まで」を「附則第三十二條の三第九項から第二十七項まで」に、「第四項」を「第八項」に改め、「とあり」の下に、「附則第三十二條の三第四項から第八項まで」とあり、附則第三十二條の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項とありを加え、「附則第三十二條の三第一項から第三項まで」を「附則第三十二條の三第四項若しくは第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの改正規定、附則第五條の改正規定、附則第三十四條第一項の改正規定(第三項第三号を「第四項第三号」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定(同項を同条第四項とする部分を除く。)、同条第四項の改正規定(第三百四十四條の二の規定「と」の下に、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」とを加える部分に限る。)、附則第三十四條第一項及び第二項の改正規定、同条第四項の改正規定(第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」とあるのを「第二項中「前条第一項」とあるのを「前条第五項において準用する同条第一項」と改める部分を除く。)、附則第三十四條第三項第一項の改正規定(「額は」の下に、「同条第一項各号の規定にかかわらず」と加える部分に限る。)、同条第三項の改正規定(附則第三十四條第四項を「附則第三十四條第五項」に改める部分を除く。)、附則第三十五條第一項第一号の改正規定(附則第三十四條第三項第三号を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分を除く。)、同項第一号の改正規定並びに同条第四項の改正規定(第三十一條第五項第二号を「第三十一條第六項第二号」に改める部分に限る。)、並びに附則第六條第四項及び第五項、第十二條第二項及び第三項、第十三條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十四條の規定 平成八年四月一日

二 附則第三十四條第一項の改正規定(第三項第三号を「第四項第三号」に改める部分に限る。)、同項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(同項を同条第四項とする部分に限る。)、同

条第四項の改正規定(第三百四十四條の二の規定「と」の下に、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」とを加える部分を除く。)、同条に二項を加える改正規定、附則第三十四條の二第二項の改正規定(第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」とあるのを「前条第一項」とあるのを「前条第五項において準用する同条第一項」に改める部分に限る。)、附則第三十四條の三第一項の改正規定(「額は」の下に、「同条第一項各号の規定にかかわらず」と加える部分を除く。)、同条第三項の改正規定(附則第三十四條第四項を「附則第三十四條第五項」に改める部分に限る。)、附則第三十五條第一項第一号の改正規定(附則第三十四條第三項第三号を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分を除く。)、並びに附則第三十三條第三項の規定 平成九年四月一日

三 第五十三條第三項及び第三十一條の八第三項の改正規定(これらの規定の改正規定中「同条第十六項において準用する場合を含む。」を削る部分を除く。)、中小企業の創造的専業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第 号)の施行の日

四 附則第八條第一項及び第二項の改正規定(これらの規定の改正規定中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める部分を除く。)、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第 号)の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)
第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)

第二十三條第一項第十四号ホの規定は、平成七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律

律第 号)による改正後の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第四十一條の九第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金等について適用する。

(事業税に関する経過措置)
第三条 新法附則第九條第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二條の規定は、平成七年一月一日以後の同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

3 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十二條の規定は、平成七年一月一日前に行われた同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(次項において「農地等」という。)の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第二十六條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下本条において「改正前の租税特別措置法」という。))と、同条第二項及び第三項中「租税特別措置法」とあるのは「改正前の租税特別措置法」とする。

4 前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が施行日から平成十年三月三十一日までの間で、かつ、農地等の贈

与者の死亡の日前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十七條第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合における当該受贈者の当該農地等の取得に対して課する不動産取得税については、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項に定め

るもののほか、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第三項から第五項までの規定の例によってその徴収を猶予するものとする。

5 前項の規定により不動産取得税の徴収の猶予をする場合における第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)以下本条において「平成七年改正法」という。附則第四條第四項」と、同条第三項中「第一項の規定による」とあるのは「第一項又は平成七年改正法附則第四條第四項の規定による」と、

「同項」とあるのは「第一項」と、同条第六項とあるのは「同条第六項又は平成七年改正法附則第四條第四項の規定によりその例によるもの」とされる租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第五項と、「同条第十二項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十條の四第十二項」と、同条第四項とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十條の四第四項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は平成七年改正法附則第四條第四項」とする。

6 前二項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)附則第四條第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十二條第一項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第

七号)附則第四條第二項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的統替えは、政令で定める。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 旧法附則第十二條の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に対して課する平成六年度分の自動車税並びに施行日前に取得された同項に規定するメタノール自動車に対して課する同年度分及び平成七年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成六年一月二日前に取得された旧法第三百四十八條第二項第十五号に規定する流産路の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九條の三第二十五項の規定は、平成六年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年一月一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定は、これらの規定に規定する固定資産(平成七年一月一日までに取得された家屋及び償却資産を除く。)に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 旧法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定は、平成七年一月一日までに取得されたこれらの規定に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

6 昭和六十四年一月二日から平成六年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五條第二十七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成二年一月二日から平成六年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六條第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旧法附則第三十九條第一項に規定する承認計画の公表の日から平成七年三月三十一日までの間に同項に規定する指定事業者の事業の用に供された同法第四項に規定する家屋及び土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七条 平成七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第一項、第十九條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地(新法附則第十七條の二第三項の規定の適用を受けるものに限る。)に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比率課税標準額並びに同法第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比率課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法

第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等(附則第二十八條第一項の比率課税標準額を含む。以下本項において同じ。)の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは、地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比率課税標準額」と、価格若しくは同項の比率課税標準額」とあるのは、同項の比率課税標準額」と、価格等」とあるのは、同項の比率課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項(第四百十九條第三項の場合を含む。)の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項」とあるのは、地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第七條の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)
第八条 旧法附則第三十條の二第一項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する平成六年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)
第九条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税に

ついては、なお従前の例による。
3 旧法第五百八十六條第二項第十一号の二の規定は、同号に規定する土地に係る平成八年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成八年五月二十九日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

(自動車取得税に関する経過措置)
第十条 新法附則第三十一條第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二條第六項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)
第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一條の三第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度の法人の事業及び平成七年度以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに平成七年前の年分の個人の事業及び平成七年前の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。
2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新增設に係る事業所税(新法第七百一條の三第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一條の三第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税に

ついで適用し、施行日前に行われた事業所
屋の新築又は増築に対して課する新増設に係
る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二條の三第五項に規定する政
令で定める期間を経過する日までに行われる同
項に規定する施設に係る事業所屋の新築又は
増築に対して課すべき新増設に係る事業所税
については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二條の三の二第一項に規定す
る事業のうち、同項に規定する政令で定める期
間を経過する日以後に最初に終了する事業年度
分までの組合等の事業に対して課すべき事業に
係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべ
き事業所床面積の算定については、なお従前の
例による。

5 施行日から平成八年五月二十九日までの間に
行われる旧法第三十二條の三の二第十七項に規
定する事業所屋の新築又は増築に対して課
すべき新増設に係る事業所税については、同項
の規定は、なおその効力を有する。この場合に
おいて、同項中「平成七年三月三十一日」とある
のは、「平成八年五月二十九日」とする。

(都市計画法に関する経過措置)
第十二條 別段の定めがあるものを除き、新法の
規定中都市計画法に関する部分は、平成七年度
以後の年度分の都市計画法について適用し、平
成六年度分までの都市計画法については、なお
従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法第七百二條第
二項の規定(新法第三百四十九條の三第二十七
項及び第三十項から第三十三項までの規定に関
する部分に限る)は、平成八年度以後の年度分
の都市計画法について適用し、平成七年度分ま
での都市計画法については、なお従前の例によ
る。

3 附則第六條第五項の規定によりなお効力を有
することとされる旧法第三百四十九條の三第二
十七項及び第三十項から第三十三項までの規定
の適用を受ける家屋に対して課する平成八年度

以後の年度分の都市計画法については、新法第
七百二條第二項中「第三百四十九條の三第九項
から第十一項まで、第十六項、第二十七項から
第三十三項まで又は第三十六項の規定の適用を
受ける土地又は家屋」とあるのは、「地方税法の
一部を改正する法律(平成七年法律第 号)
附則第六條第五項の規定によりなお効力を有す
ることとされる旧法による改正前の地方税法第
三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から
第三十三項までの規定の適用を受ける家屋」と
する。

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民
税の課税の特例等に関する経過措置)
第十三條 次項に定めるものを除き、新法附則第
三十四條第一項の規定は、所得割の納税義務者
が平成七年一月一日以後に行う租税特別措置法
の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)
による改正後の租税特別措置法(第三項及び
第五項において「改正後の租税特別措置法」とい
う。)第三十一條第一項に規定する土地等又は建
物等の譲渡に係る個人道府県民税及び市町村
民税について適用し、所得割の納税義務者が同
日前に行つた租税特別措置法の一部を改正する
法律(平成七年法律第 号)による改正前の
租税特別措置法(次項及び次条において「改正前
の租税特別措置法」という。)第三十一條第一項
に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人
道府県民税及び市町村民税については、なお
従前の例による。

2 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成
七年法律第 号)附則第十七條の規定によ
りなお効力を有することとされる改正前の租税
特別措置法第三十八條第一項に規定する資産の
譲渡がある場合における新法附則第三十四條第
一項の規定の適用については、同項中「第三十
六條第一項」とあるのは、「第三十六條第一項若し
くは租税特別措置法の一部を改正する法律(平
成七年法律第 号)附則第十七條の規定に
よりなお効力を有することとされる旧法による

改正前の租税特別措置法第三十八條第一項若し
くは第二項」と、又は旧法」とあるのは、又は租
税特別措置法」とする。

3 新法附則第三十四條第二項の規定は、所得割
の納税義務者が平成八年一月一日以後に行う改
正前後の租税特別措置法第三十一條第一項に規
定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道
府県民税及び市町村民税について適用する。

4 平成七年一月一日から同年十二月三十一日ま
での間に行う新法附則第三十四條の二第一項に
規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する
譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地
等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る同
条の規定の適用については、同条第一項中「前
条第一項各号(同条第二項の規定により読み替
えて適用される場合を含む。）」とあるのは、「前条
第一項各号」と、同条第四項中「前条第五項」と
あるのは、「前条第四項」とする。

5 平成七年一月一日から同年十二月三十一日ま
での間に行う改正後の租税特別措置法第三十一
條の三第一項に規定する土地等又は建物等と同
項に規定する居住用財産に該当するもの譲渡
に係る新法附則第三十四條の三第三項の規定の
適用については、同項中「同条第五項」とあるの
は、「同条第四項」とする。

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民
税の課税の特例に関する経過措置)
第十四條 租税特別措置法の一部を改正する法律
(平成七年法律第 号)附則第十七條の規定
によりなお効力を有することとされる改正前の
租税特別措置法第三十八條第一項に規定する資
産の譲渡がある場合における新法附則第三十五
條第一項の規定の適用については、同項第一号
中「又は第三十六條第一項」とあるのは、若しく
は第三十六條第一項又は租税特別措置法の一部
を改正する法律(平成七年法律第 号)附則
第十七條の規定によりなお効力を有することと
される旧法による改正前の租税特別措置法第三
十八條第一項若しくは第二項」と、「旧法」とあ

るのは「租税特別措置法」とする。
(山林を現物出資した場合の所得割の納期限の
特例に関する経過措置)
第十五條 租税特別措置法の一部を改正する法律
(平成七年法律第 号)による改正前の租税
特別措置法第四十一條の六第一項に規定する山
林所得を有する場合における平成七年度分まで
の個人の市町村民税の所得割の納期限について
は、旧法附則第三十五條の三の規定は、なおそ
の効力を有する。この場合において、同条第一
項中「租税特別措置法第四十一條の八第一項」と
あるのは「租税特別措置法の一部を改正する法
律(平成七年法律第 号)による改正前の租
税特別措置法(以下本条において「改正前の租
税特別措置法」という。)第四十一條の六第一項
」と、同法第四十一條の八第一項」とあるのは
「改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一
項」と、同条第二項中「租税特別措置法第四十一
條の八第一項」とあるのは「改正前の租税特別措
置法第四十一條の六第一項」と、同条第三項中
「租税特別措置法」とあるのは「改正前の租税特
別措置法」と、「第四十一條の八第五項」とある
のは「第四十一條の六第五項」と、「第四十一條
の八第一項」とあるのは「第四十一條の六第一
項」と、「第四十一條の八第五項第一号」とある
のは「第四十一條の六第五項第一号」と、同条第
五項中「租税特別措置法第四十一條の八第七項
」とあるのは「改正前の租税特別措置法第四十一
條の六第七項」とする。

(罰則に関する経過措置)
第十六條 この法律の施行前にした行為並びにこ
の附則の規定によりなお従前の例によることと
される地方税及びこの附則の規定によりなお効
力を有することとされる旧法の規定に係る地方
税に係るこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十七條 附則第二條から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に必要経過措置

は、政令で定める。
(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号)の一部を次のように改正する。
附則第九条第三項の表以外の部分中「新法」を

「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正後の地方税法」に改め、同項の表附則第十七条の二第二項の項中、「第三十八條第五項」を「又は第三十八條第五項」に、「附則第三十八條第五項」を「又は附則第三十八條第五項」に改め、同表附則第十九条の四第二項の項を次のように改める。

附則第十九条の四第二項

「前項」とあり、及び「附則第十八条第一項」とあるのは「附則第十九条の四第一項」

「市街化区域農地」と、「前項の規定」とあるのは「平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される附則第十九条の四第一項の規定」

市街化区域農地調整合定資産税額」と、「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前法」という。）」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)以下本号において「平成七年改正法」という。）」による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正法による改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前の地方税法」という。))と、「平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成七年改正法による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法」

附則第九条第三項の表附則第十九条の四第二項の項中「附則第十九条の四第三項」を「附則第十九条の四第四項」に改め、同表附則第二十七條の二第二項の項を次のように改める。

附則第二十七條の二第二項

「前項」とあり、及び「附則第十八条第一項」とあるのは「前項の「前年度分の固定資産税」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号)以下本項

第一項」とあるのは「附則第二十七條の二第一項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」

第十五条の三まで」と、「前項の規定」とあるのは「平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される附則第二十七條の二第一項の規定」

「前条第四項」

「前条第四項」と、「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前の地方税法」という。))とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)以下本号において「平成七年改正法」という。))による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前法」という。))と、「平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成七年改正法による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法」とあるのは「平成七年改正法による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法」

附則第九条第三項の表附則第二十七條の二第二項の項中「附則第二十七條の二第三項」を「附則第二十七條の二第四項」に改め、同表附則第二十九條の六第一項の項中「附則第二十九條の六第一項」を「附則第二十九條の七第一項」に改め、同表附則第二十九條の六第二項の項中「附則第二十九條の六第二項」を「附則第二十九條の七第二項」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十九条 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第三項の規定

は、平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成六年度分の固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し並びに住宅及び住宅用土地

に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表道府県の項中

「十 臨時財政特例償還」臨時財政特例対策のため昭和六十二年から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 臨時財
「十一 財源
「十二 減税

政特例償還費 臨時財政特例対策のため昭和六十二年から平成六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

対策償還費 平成六年度の財源対策のため同年度において発行を許可された地方債の額

補てん償還費 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度の減収を補てんするため同年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表市町村の項中

「十一 臨時財政特例償還」臨時財政年度までの地方債の額

特例対策のため昭和六十三年度から平成五の各年度において特別に発行を許可された額

「十一 臨時財政特例償還」臨時財政特例対策のため年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
「十二 財源対策償還費」平成六年度の財源対策の許可された地方債の額
「十三 減税補てん償還費」個人の市町村民税に係る年度の減収を補てんするため起こすことができることと

昭和六十三年度から平成六
て特別に発行を許可された
ため同年度において発行を

に改め、同条第二項の表第三十七号及び第三十九号中「平成五年度」を

特別減税等による平成六年度において特別に起こされた地方債の額

「平成六年度」に改め、同表に次の二号を加える。

四十 平成六年度の一般公共事業等に係る経費に充てるため平成六年度において発行を許可された地方債のうち同年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額

千円

四十一 個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度の減収を補てんするため同年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百一十一号。以下「地方税法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度の減収額、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による同年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に對して譲与される消費税と税の減少による同年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額

千円

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表道府県の項中

「十 臨時財政特例償還費」臨時財政特例対策のため昭和六十二年から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
「十一 臨時財政特例償還費」臨時財政特例対策のため昭和六十二年から平成六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 臨時財政特例償還費」臨時財政特例対策のため昭和六十二年から平成六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

改め、同表市町村の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表市町村の項中

政特例償還 臨時財政特例対策のため昭和六十三年から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 臨時財
「十一 財源
「十二 減税
償還費

政特別債	臨時財政特別対策のため昭和六十三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	
対策債	平成六年度の財源対策のため同年度において発行を許可された地方債の額	種別補正	
補てん債	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度の減収を補てんするため同年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	に改める。

附則第四条の見出し中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「平成六年度」を「平成七年度」に、「二千六百十億円」を「千八百十億円」に改め、同項第二号中「平成六年度」にあつては、「七兆四千三百二十五億六千八百九十九円」を、「平成七年度」にあつては、「十兆七千七百二十四億六千八百九十九円」に改め、同項第三号中「平成六年度」にあつては、「平成五年度における借入金の額三兆七千九百五十六億一千八百九十九円」を、「平成七年度」にあつては、「平成六年度における借入金の額七兆四千三百二十五億六千八百九十九円」に改め、同項第四号中「平成六年度」にあつては、「二千三百三十七億円」を、「平成七年度」にあつては、「四千三百三十三億円」に改め、同条第二項中「平成七年度から平成二十一年度まで」を「平成八年度から平成二十二年まで」に、「第一項」を「前項」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成八年度	四千三百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百十億円
平成十二年度	六千三百二十五億円
平成十三年度	六千九百九十三億四千万円
平成十四年度	千二百六十二億円
平成十五年度	千三百八十八億円
平成十六年度	千五百二十五億円
平成十七年度	千六百七十一億円
平成十八年度	千八百四十八億円
平成十九年度	二千二十九億円
平成二十年度	二千二百三十一億円
平成二十一年度	二千四百五十三億円
平成二十二年度	千四百九億円

附則第六条の次に次の一条を加える。
 (農山漁村地域活性化対策費の基準財政需要額の算入)
 第六条の二 平成七年度から平成二十二年まで各年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
道府県	農山漁村地域活性化対策費	農業、林業及び漁業の従業者数	一人につき	一、〇八〇円
市町村	農山漁村地域活性化対策費	農業、林業及び漁業の従業者数	一人につき	八、四六〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、農業、林業及び漁業の従業者数の多少による段階その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
農業、林業及び漁業の従業者数	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の農業、林業及び漁業の従業者数(自治省令で定めるものを除く。)	人

別表(第十二条関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
1 警察費	1 道路橋りよう土木費	警察職員数	一人につき	九、九四一、〇〇〇円
	2 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二三八、〇〇〇
2 河川費	(1) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七、一一九、〇〇〇
	(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一三〇、〇〇〇
3 港湾費	(1) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八二五、〇〇〇
	(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八二五、〇〇〇

		(1) 經常經費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、二〇〇
		(2) 投資的經費	港湾における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、九〇〇 六、五五〇
		4 その他の土木費	人口	一人につき	一、二〇〇
		(1) 經常經費	人口	一人につき	二、八八〇
		(2) 投資的經費	人口	一人につき	四、八七九、〇〇〇 四、八五四、〇〇〇
		3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、一八三、〇〇〇 六二、六〇〇 五三、二〇〇
		(1) 經常經費	生徒数	一人につき	
		(2) 投資的經費	生徒数	一人につき	
		4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	五、一四九、〇〇〇 二二八、〇〇〇
		(1) 經常經費	児童及び生徒の数	一人につき	
		(2) 投資的經費	学級数	一学級につき	一、〇六九、〇〇〇 一、三七八、〇〇〇 四、四四〇
		5 その他の教育費	学級数	一学級につき	
		厚生労働費	人口	一人につき	四、七〇〇
		1 生活保護費	町村部人口	一人につき	
		2 社会福祉費	人口	一人につき	五、一一〇 四一九
		(1) 經常經費	人口	一人につき	
		(2) 投資的經費	人口	一人につき	五、一〇〇
		3 衛生費	人口	一人につき	
		4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	一人につき	四九、三〇〇
		(1) 經常經費	高齢者人口	一人につき	三、七二〇
		(2) 投資的經費	高齢者人口	一人につき	七四三
		5 労働費	人口	一人につき	一、三〇八、〇〇〇
		失業者数	失業者数	一人につき	
		1 農業行政費	農家数	一戸につき	八九、六〇〇
		(1) 經常經費			
		(2) 投資的經費			
		2 林野行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八〇、八〇〇
		(1) 經常經費	林野の面積	一ヘクタールにつき	四、六五〇
		(2) 投資的經費	林野の面積	一ヘクタールにつき	九、一九〇
		3 水産行政費	水産業者数	一人につき	二二八、〇〇〇 八二、七〇〇 二、三三〇
		(1) 經常經費	水産業者数	一人につき	
		(2) 投資的經費	水産業者数	一人につき	
		4 商工行政費	人口	一人につき	
		6 その他の行政費	人口	一人につき	
		1 企画振興費	人口	一人につき	一、七二〇
		(1) 經常經費	人口	一人につき	八二一
		(2) 投資的經費	人口	一人につき	九、九〇〇
		2 徴税費	世帯数	一世帯につき	一、三九八、〇〇〇
		3 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	四、六八〇 四、〇二〇
		4 その他の諸費	人口	一人につき	
		(1) 經常經費	人口	一人につき	
		(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき	一、三三五、〇〇〇 九五〇
		7 災害復旧費	災害復旧事業費	千円につき	七四
		8 地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十三年度から平成六年度までの各年度において特別に発行された地方債の額	千円につき	九八
		9 地域財政特例対策償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成七年度までの各年度において特別に発行された地方債の額	千円につき	八七
		10 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年まで平成六年度までの各年度において特別に発行された地方債の額	千円につき	

市町村		の額	
十一 財源対策債償還費	平成六年度の財源対策のため同年度において発行許可された地方債の額	千円につき	二九
十二 減税補てん償償還費	個人の道府県民税等による平成六年度の減収を補てんするため特別年度においてとが起すこととができることとされた地方債の額	千円につき	四八
一 消防費	人口	一人につき	九、七二〇円
二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一一五、〇〇〇
(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七八七、〇〇〇
(2) 投資的経費			
2 港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三三、六〇〇
(1) 経常経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、九〇〇
(2) 投資的経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五五〇
3 都市計画費	都市計画区域内における人口	一人につき	一、二四〇
(1) 経常経費	都市計画区域内における人口	一人につき	一、三二〇
(2) 投資的経費			
4 公園費	人口	一人につき	五九〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	三四二
(2) 投資的経費			
5 下水道費	人口	一人につき	一五四
(1) 経常経費	人口	一人につき	八七
(2) 投資的経費			
6 その他の土木費	人口	一人につき	一、四八〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	六七三
(2) 投資的経費			
三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	四四、一〇〇
(1) 経常経費	学級数	一学級につき	八〇一、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	八六八、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	七、八六八、〇〇〇
(1) 経常経費	学級数	一学級につき	六二四、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	三、七、六〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、一九四、〇〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	六一、四〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三四、六〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	七、〇一〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	三七四
(2) 投資的経費			
四 厚生労働費	市部人口	一人につき	四、五〇〇
1 生活保護費	人口	一人につき	五、二五〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	三、五四〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、三五〇
(2) 投資的経費			
3 保健衛生費	人口	一人につき	八〇、三〇〇
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	一人につき	三、四〇〇
(1) 経常経費	高齢者人口	一人につき	六、九四〇
(2) 投資的経費			
5 清掃費	人口	一人につき	一、三〇八、〇〇〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	七五五
(2) 投資的経費			
6 労働費	失業者数	一人につき	五、二〇〇
五 産業経済費	農家数	一戸につき	四四、〇〇〇
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一、〇三〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	
(2) 投資的経費			
2 商工行政費	人口	一人につき	
3 その他の産業経済費			

項目	単位	平成七年
(1) 經常経費	一人につき	六三、四〇〇
(2) 投資的経費	一人につき	一〇一、〇〇〇
六 その他の行政費		
1 企画振興費	人口	四、二五〇
(1) 經常経費	人口	一、二三〇
(2) 投資的経費	人口	一〇、五〇〇
2 徴税費	世帯数	四、八五〇
3 戸籍住民基本台帳費	世帯数	
4 その他の諸費	人口	一、五〇〇
(1) 經常経費	人口	二、六四〇
(2) 投資的経費	面積	二、〇〇〇
	人口	五、二六〇
	面積	九、五〇〇
七 災害復旧費	千円につき	八〇〇
八 辺地対策事業債償還費	千円につき	七四
九 地方税減収補てん償還費	千円につき	九八
十 地域財政特別対策債償還費	千円につき	八七
十一 臨時財政特別対策債償還費	千円につき	

年度	控	除	額
平成八年度			四千二百六十五億円
平成九年度			四千七百六億円
平成十年度			五千三百三十三億円
平成十一年度			五千六百八億円
平成十二年度			七千六百八十八億三千八百万円
平成十三年度			九千六百五十九億八千二百九十九万円
平成十四年度			三千六百五十七億円
平成十五年度			四千二十二億円
平成十六年度			四千四百六十七億円
平成十七年度			四千九百九十五億円
平成十八年度			五千三百九十九億円
平成十九年度			五千九百三十六億円
平成二十年度			六千五百一十三億円
平成二十一年度			七千六百六十五億六千万円
平成二十二年			三千八百三十七億六千万円

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
 第一条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成六年度」を、「平成七年度」に、「七兆四千三百二十五億六千八百二十九万九千円」を、「十兆七千七百二十四億六千八百二十九万九千円」に、「平成六年度分の借入金限度額」を、「平成七年度分の借入金限度額」に、「平成七年度」を、「平成八年度」に改め、同項の表を次のように改める。

項目	単位	平成七年
十二 財源対策債償還費	千円につき	二九
十三 減税補てん償還費	千円につき	四八

平成二十三年度	百十九億円
平成二十四年度	百一十六億円
平成二十五年度	百三十億円
平成二十六年	千二百五十二億円
平成二十七年	千三百九億円
平成二十八年	千三百六十七億円
平成二十九年	千四百二十九億円
平成三十年	千四百九十三億円
平成三十一年	千五百六十一億円
平成三十二年	千六百三十億円
平成三十三年	千七百三億円
平成三十四年	千七百八十億円
平成三十五年	千八百六十一億円
平成三十六年	千八百六十四億円
平成三十七年	千九百九十三億円

附則第六条中「平成六年度」を「平成七年度」に改める。

附則第七条中「平成六年度」を「平成七年度」に、「千七百六十億円」を「千八百十億円」に、

「平成七年度から平成二十一年度まで」を「平成八年度から平成二十二年まで」に改め、同条の表を次のように改める。

平成八年度	四千百二十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年	六千三百二十五億円
平成十三年	六千九百九十三億四千万円
平成十四年	千二百六十二億円
平成十五年	千三百八十八億円
平成十六年	千五百二十五億円
平成十七年	千六百七十一億円
平成十八年	千八百四十八億円
平成十九年	二千二十九億円
平成二十年	二千二百三十一億円
平成二十一年	二千四百五十三億円
平成二十二年	千四百九億円

（地方財政法の一部改正）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成七年度」を「平成十七年度」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。

（平成七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 平成七年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の上欄にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	一 道府県民税の所得割 二 消費譲与税	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額 前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	一 市町村民税の所得割 二 消費譲与税	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額 前年度の消費譲与税の譲与額

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成七年度分の予算から適用する。

理由

地方財政の状況等にかんがみ、平成七年度分の
地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、
各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の
財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正
するほか、公営企業金融公庫納付金制度を延長す
る等の必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

平成七年二月二十七日印刷

平成七年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局